

奈良県告示第三百九十号

昭和四十三年五月奈良県告示第七十七号（奈良県屋外広告物条例第四条第一項第一号、第七号及び第九号の規定により指定する地域及び場所）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

七 次の道路（高架橋等を有する区間を除く。以下この号において「幹線沿道」という。）の交差点（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第五号に規定する交差点であつて、信号機を有するものに限る。次号において同じ。）の中心から幹線道路の中心線に沿つてそれぞれ三十メートルに幹線道路と交差する道路の幅員の二分の一を加えた距離だけ離れた点において幹線道路の中心線に垂直に引いた線の内側の区域であつて、幹線道路の道路敷地の両端から三十メートル以内のもの（道路敷地を除く。）その他これに準じる区域で知事が定めるもの

表条例第四条第一項第九号に係るものの項中

七 次の道路（高架橋等を有す

上記の地域のうち、

る区間を除く。以下この号に
前各号に掲げる地域
において「幹線道路」という。
又は場所を除く。

を

（）の交差点（道路交通法（昭和
三十五年法律第五号）第
二条第一項第五号に規定する
交差点であつて、信号機を有
するものに限る。次号におい
て同じ。）の中心から幹線道
路の中心線に沿つてそれぞれ
三十メートルに幹線道路と交
差する道路の幅員の二分の一
を加えた距離だけ離れた点に
おいて幹線道路の中心線に垂
直に引いた線の内側の区域で
あつて、幹線道路の道路敷地
の両端から三十メートル以内
のもの（道路敷地を除く。）
その他これに準じる区域で知
事が定めるもの

に改め、同項中欄第七号中6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 一般国道百六十九号のうち都市計画道路中和幹線との交点から一般国道百六十五号との交点までの区間

表条例第四条第一項第九号に係るものの項中欄第七号に次のように加える。

8 主要地方道桜井明日香吉野線のうち一般国道百六十五号との交点から桜井市と明日香村との境界線までの区間

9 都市計画道路中和幹線のうち桜井市と橿原市との境界線から市道黒崎地内七号線との交点までの区間